

第8回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成25年5月29日(水)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 16 人

藤井委員, 大江委員, 三浦委員, 森越委員, 小松委員, 阿部委員, 青田委員,
長谷委員, 数又委員, 野村委員, 加藤委員, 横山委員, 小原委員, 水戸委員,
小林委員, 武田委員

(欠席: 木村委員, 亀井委員, 千原委員)

(2) 事務局 7 人

子ども未来部 岡崎部長, 宿村課長, 柴田課長, 加藤課長, 横川課長,
小林係長, 宮越主任主事

2 配付資料 (当日配付)

(1) 各委員からの子ども条例に関する考え方や意見について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。お忙しいところお集まりくださいます。本当にありがとうございます。皆様からプレゼンを頂きまして今回で5回目となります。皆様のご意見や活動状況を伺うことができ、大変参考になっております。最近の子どもを巡る状況としましては、全国的には幼保一元化や待機児童の解消が国の取組みとして子ども・子育て新制度の施行に向けての準備作業として、私ども子ども未来部は、またもう一つ大きな課題を受けて平成27年度の施行に向けて動く状況になってきております。

さて、皆様から伺ったお話を振り返って見ますと、そこには最近の子どもを巡る現状や課題、課題解決の方向性について言及されていると捉えております。今年度の委員会の開催はあと6回となりますが、皆様のご意見を拾い上げて行くことで条例の基本的な考え方が見えて来ると私は思っております。ただ、皆様のご意見が一致すること、それから受け止め方が異なる事柄ということも明らかになってきましたので、こういったことに対してもっと議論を深めて委員会としての合意形成を目指して、大いに協議を進めて頂きたいと思っております。無理なお願いばかりで大変恐縮ですがどうぞよろしくお願いいたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第7回会議録について

【事務局】 第7回会議録につきまして、ご説明致します。5月24日に委員の皆様へに発送いたしました。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせ頂きたいと思

います。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては6月上旬を予定しております。

本日の配付資料の中に、第6回の会議録を配付させて頂いておりますが、これにつきましては一度ホームページにアップしましたが、その後事務局で見た時に一部誤字脱字等がありましたので、事務局の責任におきまして修正をさせて頂いたところがございます。改めて委員の皆様へ配付をさせて頂きました。よろしくお願いいたします。

【委員長】 事務局から、第7回会議録および第6回会議録の字句修正の説明がありました。何かご質問ありますか。

ないようですので、議事に入りたいと思います。次に各委員からの子ども条例に関する考え方や意見については実質今回で最後となります。今日は加藤委員、小原委員、水戸委員となります。よろしくお願いいたします。

最初に加藤委員ですが30分程度でCAPのワークショップを行います。よろしくお願いいたします。

4 議事

【加藤委員】 CAPワークショップ30分程度開催（劇、ロールプレイ）

【委員長】 それでは発表につきまして、ご質問やご意見をお願いします。

【野村委員】 どのぐらいの回数でどのような所でやっているか教えて頂きたいと思います。

【加藤委員】 メンバーも少なくなっており、子どもワークが昨年度で18回、大人ワークが15回の合計33回行っています。参加人数は564人で小学校は3校で幼稚園は函館幼稚園と今金幼稚園に行っています。メンバーが沢山いた時は年間80回くらい行っていたのですが、今は縮小しています。

【小林委員】 定期的に来て頂けると子ども達にとって相当力になっていくと思うのですが、もし年に1、2回行くとしたら、発達年齢で一番効果があり良くわかって頂ける子ども達は、小学校であれば4・5・6年生なのか3・4年生あたりなのでしょうか。

【加藤委員】 大変難しい質問ですが、CAPの場合は1・2年生対象と3・4年生対象、5・6年生対象と安心・自信・自由を伝える方法は一緒ですが、年齢に合わせて表現方法を変えたりしています。どこがと言われれば3・4年生がワークをした時に意見がいっぱい出る感覚はあります。ただ1・2年生は、しっかりと権利をわかっていると思います。低学年で1回、高学年で1回やれるのが理想だと思います。時期としては、就学前にもぜひ受けて頂いた方が良いと思います。小学校に行く前に見たことあると幼稚園でやった時を思い出す子どももいます。記憶のどこかにあるのを呼び起こすことができるわけです。高学年になると人間関係でもっと難しい問題に入ってきます。また違った意識で受け止めてくれていると思います。各学年その子その子によってCAPの伝わり方

が違ふとしますので、これだというのは言いにくいです。

【武田委員】 今日凄くわかりやすかったです。実際に子ども達が見て、相談はありますか。あった場合はどうしますか。

【加藤委員】 先ほど60分でワークショップをやると言いましたが、トークタイムと言って子どもの話を聞く時間を30分設けています。これは、CAPワークショップの特徴の一つではありますが、しかし、私達はカウンセリングのグループではありませんが、話を聞くといったトレーニングはかなり積んではいますので、子ども達が相談に来た場合は、話を聞いて子どもの言葉を繰り返しながら聞くということを徹底します。その後で何ができるか考えながらあきらめないことを伝えて私達は帰ります。その子は自分の力を使って周りにいる大人に相談に行くわけです。しかし、聞くだけでは駄目だと思う大きな問題の場合は、子どもの了解を得て学校に伝えます。そして学校から場合によっては児童相談所などへ伝えることもあります。私達はこういった橋渡しをするグループだと考えて頂ければと思います。

【野村委員】 料金体系はどうなっていますか。

【加藤委員】 児童ひとりあたり300円です。大人ワークの場合は1万円から1万5千円コースとなります。

【森越委員】 今の劇を見ていて私が感じたことは、かばんを持たせることを強制した子どもについて、どのように対応するのか。もしその子に暴力的な反撃をすることは、その子の自信と自由を奪うことだという表現は非常にわかりやすいと思います。しかし、少し気になるのは劇では2人の力で成功しますが、その後強制した子どもはどうなるのか。ストーリーがその都度工夫して変わっていくのか、固定されているものなのか。例えば強制する子がその子以外の子どもに行く動きもあるし、子ども自身がやってはいけないことだと理解して行く方向もあると思いますが、ストーリーとして内容は変わって行くのですか。

【加藤委員】 CAPプログラムは固定していてほとんど変わりません。函館では12年やっていますがそのままです。変える必要があれば変えますが、表現方法しか変えていません。CAPはクラス単位で行っていて児童館ではやりません。かならずクラス単位で学校でやっています。その中にはいじめられる子がいていじめの子がいますので、どちらの子の気持ちも理解できるので先ほどの劇での強制する子のその後を追いかける必要はないと思います。

【森越委員】 要するに見ている子どもが、両方の立場になって判断するということですね。

【加藤委員】 名札を付けますが、例えばクラスに加藤君という子がいた場合、その劇に加藤君は登場させません。いじめの対象になる可能性があるため、事前に学校に確認をとっています。

【青田委員】 私も子どもが小学校の時にCAPの授業を見て、おもしろい活動をしていると関心を持っていました。それ以来子ども達に何かされたらまず「嫌

だ」と言いなさいとか「逃げろ」と言いました。それでも駄目なら相談しなさいときちんと言いつけていて、そういう意味では子ども達に必要なことだと思えます。もう一つ感じたのは、私が経営している会社で若い人を採用した時に、自分に不都合が生じた時に、これは自分に対する権利侵害だと言って考えられない方法で主張してくる人がいます。権利のことを教えるのはいいですが、社会人になる前にどっかでワンステップを置いたものをセットで教えてほしいと思えます。社会に出てただ嫌だとか逃げろということではすまないことがありますので、それが全部正しいというのは危険性があると思えます。あと性暴力のことをCAPでやりますが、基本的に性悪説になっているのかなと思って、子ども達が大人は危険だということが心の中に生まれてしまうのではと感じたこともあります。決してそんな大人ばかりではなく、お父さんがちょっとタッチしただけで「嫌だ」とか「危険なことだ」と言うことで誤解を招くことがあると思えます。本当に役に立つことと大人になった時にそのまま良いのかなと感じるところがあります。

【委員長】 よろしいでしょうか。次に小原委員をお願いします。

【小原委員】 こんにちは。今日はお時間を頂いてありがとうございます。今回学生時代を振り返って考える子どもを取り巻く問題というテーマを設定して、私が学生時代にどういうトラブルがあったかを思い返して見ました。小学生の時、中学生の時、高校生の時と分けて考えた時に、小学生のときは子ども同士でからかいあったりすることはありましたが、いじめという言葉を先生からや授業で聞いたことは記憶にありません。例えば子ども同士でトラブルがあったとしても、大人の力を借りなくても子ども達だけで解決していたと思えますので、あまりいじめという考えが無かったと思えます。中学生になると不安定な時期になってきて、いじめもあって周りの子ども達とうまく接することのできない子が仲間外れになっていました。それは、先生から私達にもお話がありましたので、そのように感じていました。また、非行もあり非行グループが学校の物を壊したり、夜遅くに散歩して警察に補導されたこともありました。不登校に関しては、私の学校は1学年が160人くらいでしたが、その中で10人弱くらいの不登校の子がいて、その理由は、いじめや非行の子は毎日学校に来る感じではないのでその子も含めると10人弱くらいになると思えます。親のDVがある家もあり、その子は髪を茶髪に染め、ピアスを開けたり、自傷行為で手に傷があったりしました。自殺もありましたので、これは今でも私の中では大きなショックとなっています。高校ではいじめと不登校があり、いじめが不登校に繋がっているケースがあって、同じクラス内でもともと仲が良かったが、グループで仲がこじれてしまって学校に来れなくなりました。また母子家庭の子がいて、その子のお母さんが急に病気になってしまい、その負担のストレスが全部彼女に降りかかってきてしまって、部活や勉強を一生懸命がんばっていましたが、それには手が回らなくなって、少しうつ

のようになって学校に来れなくなりました。しかし、それでも自分の教室に入ることはできなくても、他の教室で一緒にご飯を食べたり、出られる授業だけ受けたりなど、いろんな対処をして、きちんと卒業して今は大学に進学した人がいます。こういった悩みを抱えている子は家庭に何かしらの問題を抱えていると思ひまして、特に多いのが、母子家庭や父子家庭の子だと思ひました。全国と函館市の離婚率については、レジメのとおりですが、都道府県別に見ると北海道は、2.17%で全国3位と高い数値だと思ひました。離婚が子どもに与える影響についてですが、論文がいくつか出ていましたので、参考にしてみました。やはり愛着対象の喪失が子どもにとって凄くストレスになっていて、私が見てきた不安定な子ども達もさびしさや不安に苦しんでいるような感じがありましたので、そういった子どものケアが凄く大事だと改めて思ひました。不登校やうつ状態、引きこもり、自傷行為があったりすると、周りの友達との関係性も希薄になってきたり、今まで元気に学校に通って来ていて自分の居場所があったのに、そのせいで友達とうまくいかなくなって結局自分の居場所をなくしてしまい、それが悪循環になってしまっていますので、この条例の中で離婚率を減らすことはできないと思ひますが、離婚率が高い状況にある中で子ども達のアフターケアや学校などの周りの大人がどう対処していくのかということについては、条例の中に盛り込めると思ひますので、できれば不安定な子ども達のために何かできれば良いと思ひました。

最後に、私は大学に入ってあまり多くはないですが、子ども達と接する機会があって、私が子どもだった時のように無邪気に遊んだり素直さがあったり子どもらしくいられるように私達は大人が目線で出来ることが沢山あると思ひますので、子どもが子どもらしくいられる居場所を作ってあげたいと改めて感じました。

【委員長】 ありがとうございます。小原委員はご自分の学生時代からことを発表していただきました。何かご質問等ありますでしょうか。

【森越委員】 体験されたことについて、ひとつの家庭の中での不幸な出来事を大きく集約されたことは、我々が今後どうすれば良いのかを考えた時に大きな問題を提起されたと思ひます。もちろん離婚を減らすことはできませんが、離婚後のケアをする視点というのは、離婚に限らず子どもが置かれた否定的な状況に対するケアは条例の中で絶対に扱っていかねばならないと思ひます。要するに条例が果たす役割だと言って良いものだと思います。

あなたが委員の中では、一番子ども時代に近い世代ですので、今までの体験や友達を見て、大人がもっと子ども達のことを考えて社会システムをどう作ったほうがよいかということ、子どもに一番近い立場で考えを聞かせてほしいと思ひます。

【小原委員】 もし家庭で何かあった時にあまり相談する場所がない気がします。自分自身がトラブルに巻き込まれていても、どこに話していいかわからない状況があると思ひます。必ずしも先生が信頼できるかというところでもない場

合もあると思うし、相談できる場所があることを教えてくれるだけでも大きい力になると思います。そういった相談できる場の周知をしてほしいと思います。

【小林委員】 母子家庭が平成22年度で2.49%で、父子家庭が0.17%で横ばいで推移していますが、ある小学校の低学年の学級は21～22名の数なのですが、その中で、ひとり親家庭がだいたい6～7名います。つまり3割がひとり親家庭になります。これは地域性もあると思いますが、そういう状況の中でも、圧倒的にひとり親はがんばっています。生活が苦しい中でもがんばっています。それでも中にはそうになっていない子どももいます。本当にもっと親がかまってやってほしいと思う子がいます。こういう子どもが幼少の時に抱えた心の寂しさをこの時期にケアしなければ、ずっと引きずると思います。例え1,000人分の1でもケアできることが条例の中でも活かされるのであれば必要なことだと思います。

【委員長】 これで終わります。ありがとうございました。次に水戸委員お願いします。

【水戸委員】 こんにちは。よろしくをお願いします。今回の条例制定検討委員会で力になれるのは、自分の経験や今考えていることの基礎になっているその時に思ったことをありのままに話すことが良いと考えました。子どもの頃家庭の事情により不安な思いや誰に相談するかもわからず、ストレスが溜まっていたのですが、子どもがのびのびと過ごせる場所があって、そこでは心の荷が下ろせる場所があればと思っていました。函館市ではそういう生徒を支援する団体が多くありますが、学校との連携が取れていないなどということを知りますので、条例を制定することで学校と団体との手助けになったり、つなぎ役になる可能性があるかなと思います。学校の先生や塾の先生など身近にいる大人へのSOSということで、誰にも相談できない子どもたちはどんどんストレスが増えていきます。私達の学校にもスクールカウンセラーはありましたが、他の人に行ったのが知られたくないので、行きづらいイメージがありました。学校の中に窓口があっても行きづらく、保健室で少し休むくらいしかできない。学校以外でもそういう相談できる場所がありますが、もっとホームページ等で関係機関を周知することで、そういった場所があることを知るだけでも大きいと思います。次に児童相談所に関してですが、児童相談所は家庭に介入する権限はなく、なにか事件や告発があって、警察が動いて、初めて児童相談所が介入していくことになります。ですから、全国ニュースでもあるように、児童相談所に何度も相談していたということがありますが、児童相談所には介入する権限がないので、家庭訪問やカウンセリングしかできず、暴力が発展して事件になったということを知ったりします。このシステムに以前から疑問を感じていたので、条例などでなんとかできないのかなと思っていました。最後に、私は20歳ですが法の上での成人であってもまだまだ解決できない問題は多くあります。それなのに何歳も年下の高校生や中学生が何か出来る

のかと思うと良い答えはできません。子どもはいくつになっても、親や周りの大人に頼ることでしか解決することができない問題もあります。ですから私達は、この場でしっかりと話し合い、頼ってくれている子どもの味方になれるように条例を整えなければならないと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。何かご質問等ありますか。ないようですので10分程休憩に入ります。

【委員長】 3人の発表がありました。全体を通じて何かありますでしょうか。

【武田委員】 今日は若い方のお話を聞いて本当に切実な、そして子どもだった頃はどう考えていたかが凄く良くわかりました。その中でも子ども達にすぐ相談できる場所と2人とも言っていましたが、気軽に相談できる場所が緊急に必要なではないかと思えます。子ども条例の中でもきちんと救済する機関を設けて誰でも相談でき、きちんと解決できるという手立てや大人が子どもの意見をしっかりと受け止めることができるようなことを条例の中で考えていかないといけないと思いました。

【森越委員】 大阪の餓死事件を実はここで議論してほしいと思えます。お母さんの経過も含めて子どもがどうして一緒に命を絶つことになってしまったのか。どういうことがあの子にとって必要だったのかということも条例の視点から、もの凄く大事なことだと思えます。経済的貧困という問題もありますが、現在は社会的貧困という感じで、社会全体でも貧困状態を救えない状態にあるのではないかと思えます。声を上げられない子ども達をどういう社会であれば救うことが可能なのかということも議論していかねければならないと思えます。

それから青田委員にお話があります。若い子どもが入社してきて、自分の権利を侵害すると言うといいましたが、私はそれはとても素晴らしいことだと思えます。使われている人間が使っている人間に権利を侵害していると表明できることは素晴らしいことであると思えます。なぜかという人間同士は権利のぶつかり合いで一定に社会が活動しています。経済的な強者と弱者が、結局、力のある人間が力のない人間との関係では、力のない人間の方が圧倒的に弱いのですが、権利侵害という声をあげることは、使い方間違っても良いと思えます、そこできちんと大人が正してあげることが必要だと思えます。権利と権利がぶつかり合うあるいは権利と義務とがぶつかり合う時に我々大人がどう対応するかという問題であって、権利を主張する子どもが増えることは決して否定的なものではないと思えます。

【青田委員】 権利を権利としてきちんと捉えていることは良いと思えます。ただ、先ほどお話しした例は、大人になったのにわがママを言っていたというものでした。大人のルールとしてはおかしいということをお話ししました。正しい権利の使い方を教えないまま大人になってしまうことに問題があると言いたかったので、CAPの内容を否定するものではありません。大人になって行く中でわがママと正しい権利の使い方をどこかで教えていかなければ

ればならないと思います。

【森越委員】 正しい権利と間違っただけの権利はどう違うのですか。またわがままはどう違いますか。子どもは自分を主張する時にわがままという形で現れることはありますが。

【青田委員】 子どもはいいんです。子どもが社会に出て行く時にその過程で自分も我慢しなければいけないことがあるとか、こういう場合はわがままに取られるだとかをセットで教育することが必要だと思います。そうしないと極端な話、先生に叱られた時に権利侵害で教育委員会に訴えるとよく冗談で言っていました、そういう子どもになるのではないかとということです。わがままだということとそれは権利の侵害だということをきちんと主張できるように教育しないといけないと思います。

【森越委員】 教育では理解できないと思います。その子が掴んでいくしかないと思います。権利を主張できることや間違っただけの権利の使い方をするという問題ではなくて、その子が持っているエネルギーなり言いたいことなりを封鎖することは正しくないと思います。言いたいことをぶつけてそれが自分の中で否定的なことで戻ってきた時に自分がわがままだったり気づいていく。それが成長過程であって、一定の学校のような枠組みではないと思います。教育するということが押し込め込むような形にしかなくてこないと考えます。憲法的に言うと権利と権利がぶつかり合うから権利が調整されています。それが国家や教育機関の権力で規制されるという場面が出てきたら、それは権利事態にももの凄く不健全な不健康な世界です。会社の社長と従業員との関係は構造的には同じだと思います。本質的にわがままさを誰が教えるかということと自分が学ぶことだと思います。誰かが正道的に教えてしまうとそのやり方は間違っていると思います。

【青田委員】 私も制度で教えることではないと思いますが、基本的には人間はコミュニティで憲法や法律の前に人間同士の心遣いがあると思いますので、人と人が生きていく場合は相手の主張をきちんと聞いて、きちんと主張したいならそれなりの手立てがあると言うことは絶対必要だと思います。健全なコミュニティを形成するためには大前提であると思います。ですから権利と権利がぶつかり合うのが健全な社会だとは私は思っておりません。その前に、まず心と心で感じあってから、それでも駄目なら権利をぶつけ合うのはわかりますが、まずは相手の心を感じることをやっていった方が良いと思います。

【森越委員】 いまの発言は理解できるが、それは権利の問題ではありません。子どもなり主張する人間がどういう過程の中で何を考えながら育って行くことが健全に育つことだと青田委員は言っていますが、どれだけ人を思う力ややさしさを持ってわがままだけでは通らない人間関係は権利の問題ではなくて、育つ環境の中で見つけるものだと思います。大人になって会社に行って若者が間違っただけで人権侵害だと言った時、人権という言葉を使ってはいけなくて押しつけることは、私は危険だと思います。要するに若者の

心の中で育とうとしているものを黙らせることにしかありません。

【委員長】 権利についての議論は、これからきちんとやっを行かなければならないと思います。

【加藤委員】 意思を表明できることは凄いことだと思います。今日、皆さんにCAPワークショップの中で小学3年生になって頂きましたが、やはり手を上げにくいんです。これを保育園でやると子どもがいっせいに発表をします。小学1・2年生も同じように凄く発表をします。3年生で半分ぐらいになって、6年生になるとあまり話をしなくなります。でも、アンケートをすると凄くたくさん書いてくれます。他の国のことは良くわかりませんが、どうやら日本という国は、あまり話さないし、話すなという状況になっていますが、私はみんなが意見を言ってもいいと思いますし、意見が尊重されたりするような環境が望ましいと思います。私も経営者ですので、社員には社長やお客さんに嫌だと言うなといっていますが、でも、CAPでは嫌だと言ってもいいと話をしています。しかし、私の中にはその違いに矛盾はありません。なぜなら、こういう大人に育てたいから、それにあった小学校や中学校時代を送らせようと思っていません。子ども達には小学校時代や中学校時代を存分に楽しんでほしいと思います。それぞれの時代を思い切り過ごしてほしいと思います。ですからこの子ども条例についても国を守る子どもを育てるというのではなくて、子ども時代を思い切り、存分に子どもが楽しみ、やりたいことをやり、言いたいことを言える時代を過ごせるようなそういうものにしたいと思います。

【委員長】 それでは野村委員から資料の提供がありましたので、お願いします。

【野村委員】 生活保護に関することについてお話したいと思います。離婚の問題や家庭崩壊の問題の背景には、経済的な貧困があり社会的に貧困状態にあると思いますので、個人の力で脱出するのはなかなか難しいと思いますが、各家庭の経済的な基盤をきちんと支えて、生活をしていく必要があると思います。しかしながら、残念なことに最近の風潮はそれに逆行するような状況があります。ごく一部の生活保護の不正受給や不適切な生活保護の事例を付け加えて報道されますので、何か生活保護を受けることが悪いことだ、恥ずかしいことだという風潮が強まっています。そういった風潮が強まる中で、ますます生活保護家庭の子ども達が自分の存在を大事に思えない自己肯定感の低さに繋がっています。将来的な自立についても阻害していると思われるので、生活保護に対する社会の偏見を正して行く必要があると思います。憲法25条に生存権がありますが、最低限度の生活を営む権利があるとはっきり書いております。なおかつ第2項では、国の責務としてその権利を保障すると規定されています。それを具体的に保障するのが生活保護法です。生活保護法があつて憲法25条が保障されているといった構造になっています。最低生活を保障するだけでなく、自立を助長する目的にもなるわけです。生活保護法で決められている生活保護基準が、いわゆる貧困線となり最低限度の生活の基準となります。それを下回って

いると生存権を保障されない状態の生活となります。しかし、日本では、生活保護法以下の基準で暮らしている人が膨大にいます。これは大変な問題だと思えます。弁護士会でも、生活保護基準以下で生活保護を受給している割合を表す補足率が低いことを問題にしていると思えます。ですから生活保護が多すぎるだとか過剰ということではなくて、むしろ生活保護が少なすぎるのが問題だと思っています。一部の自立助長がきちんと行っていない事例を理由にして生活保護を受けることが否定的にとらえられバッシングを受けるのは由々しき問題だと思えます。ぜひこういったことが起こって行かないような社会の理解を得ることが大事だと思えます。当然これから様々な課題の中で、生活保護家庭や貧困家庭の抱える課題が話題になると思いますが、生活保護に関する問題については、慎重に言及する必要がありますと思えます。

【委員長】 ありがとうございます。質問等ございますでしょうか。次回は大江副委員長に総括的なお話をして頂きたいと思えます。予告ということで大江副委員長お願いします。

【副委員長】 当初の想定としては、今まで委員会をやってきって様々なご意見を頂きどういう位置付けになるかと思えていましたが、毎回事務局サイドが詳細な議事録を確認も含めてやっていますので、そういった論点メモを事務局サイドから議論のたたき台として頂いた方が良いのかと思えます。私が委員の皆さんと多少立ち位置が違うのは、研究者であって抽象的な哲学的な思想的なことをずっとやってきましたので、やや浮き世離れしている抽象的で思想的な子どもや子どもの権利を巡る学問的な意見や議論の位置づけをお話していきたいと思えます。議論としては権利という言葉、外国では「ライツトーク論」と言いまして、権利という言葉でどこまで語れるのか、語るべきか。特に教育の問題で子どもの場合は、権利を言葉で語る上でのプラス面とマイナス面があると思えますので、このあたりの話をして行きたいと思えます。権利論というものが、子ども観とセットで存在しており、性悪説や性善説のような考え方とかなり親和的であるということもお話したいと思えます。今日の論調の中にもありましたが、実は潜在的には格差社会や貧困の問題などのお金の問題があらゆる論点に繋がっていると思えますので、その点のお話もしたいと思えます。

【委員長】 事務局の方でこれまでの議事録の中で、詳細にキーワードとしてどんどん蓄積されていると思えますので、それを利用して我々もいろいろな形で作業できると思えます。

次回について事務局からお願いします。

【事務局】 次回、第9回の委員会については、6月は市議会が開催されますので、7月中旬以降に開催したいと思っております。改めて事務局から照会をさせて頂いて、日程調整を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

4 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。